

## 【中国】信用調査業管理条例の制定

前 海外立法情報調査室・宮尾 恵美

\* 信用調査業管理条例が 2012 年 12 月 26 日の国務院第 228 回常務会議で採択され、2013 年 1 月 21 日の公布を経て、同年 3 月 15 日に施行された。同条例は、信用調査活動を規制する初めての法規であるが、個人情報保護関連の法規が存在しない中国において、その方針を示すものとしても注目される。

### 1 制定の経緯

現代のビジネスや私生活は、企業や個人の信用の上に成り立っているが、中国では、信用管理の体系の構築が不十分で、ビジネスにおける契約や債務の不履行、不良品の製造等の問題が多発し、健全な市場経済の発展の阻害要因となっている（注 1）。信用情報の収集、提供を担う信用調査業は、1980 年代末に出現し、発展してきたが、統一的な制度や規範の欠如、信用情報の入手が困難な状況下での違法な調査や情報収集等が問題視され、規制の必要性が指摘されてきた。

関連法規の制定のために、2002 年に、中国人民銀行（以下「人民銀行」）を責任者とし、国務院の関係部門及び国有商業銀行から成る信用調査業務グループが国務院に設置された。同グループは検討を行い、同年、信用調査管理条例草案を作成し提出したものの、関連する部門が多く、意見調整が難航した結果、同条例の制定には至らなかった。人民銀行は、草案を再度作成して 2009 年に国務院に提出し、2 回の意見公募や関連部門の意見聴取等が行われた。その後、草案には、人民銀行が構築した金融信用信息基礎データベース（注 2）に関する規定が新たに盛り込まれ、題名を信用調査業管理条例（以下「条例」）（注 3）と変更して、2012 年、国務院常務会議で採択された。

### 2 条例の概要

条例は、第 1 章総則、第 2 章信用調査機関、第 3 章信用調査業務規則、第 4 章異議申立て及び訴え、第 5 章金融信用信息基礎データベース、第 6 章管理監督、第 7 章法的責任、第 8 章附則の全 8 章 47 か条から成る。次に条例の概要を紹介する。

#### (1) 条例制定の目的等

信用調査活動を規範化し、当事者の合法的な権利利益を保護し、信用調査業の健全な発展を促し、社会信用体系の構築を進めることを目的とする（第 1 条）。この条例において、信用調査とは、企業の信用情報及び個人の信用情報について収集、整理、保存及び加工を行い、利用者に対しこれらの情報を提供する活動をいう（第 2 条）。

#### (2) 信用調査会社の設立条件

信用調査会社（以下「調査会社」）は、会社法で定める会社の設立条件を満たさなければならない。個人の信用調査を行う会社は、そのほかに、最近 3 年間重大な法規違

反をしていないこと、資本金 5000 万元以上であること、人民銀行が定めた情報の安全を保障する施設、設備を有すること等の条件を満たし、人民銀行の認可を得る必要がある。(第 6 条及び第 10 条)

### (3) 個人情報の収集、利用等

個人情報の収集は、法令に基づく公開情報を除き、本人の同意を必要とする。企業の取締役等の職務履行に関する情報は個人情報でないものとみなす。個人の宗教、遺伝子、指紋、血液型、疾病その他法令の定めにより収集を禁止されている個人情報は収集してはならない。個人の収入、預金、有価証券、不動産、納税額等の情報は、本人に対し当該情報が不利な結果を招くおそれについて通知した上で、書面によりその同意を得た場合を除き、収集してはならない。情報提供者が調査会社に調査対象者の不利な情報（債務不履行、行政処罰の経歴等本人の信用に関して不利となるような情報）を提供する場合には、事前に本人に知らせなければならない。個人にとって不利な情報の保存期間は、その行為又は事件が終わった日から 5 年とし、5 年を経過したものは削除しなければならない。本人は、調査会社から年に 2 回まで自身の信用に関する報告を無料で取得することができる。第三者が個人信用情報を調査会社から入手する場合には、本人の書面による同意を必要とし、かつ用途を事前に約定しなければならない。調査会社は、その職員が個人信用情報にアクセスする場合の権限や手順についての規定を定め、職員は、これらの規定に違反して情報を検索してはならず、また業務上取得した情報を漏えいしてはならない。(第 13 条～第 18 条、第 22 条)

### (4) 企業情報の収集

調査会社は、調査対象企業及びその取引先等が提供する情報、政府の関連部門の公開情報、人民法院の判決、裁定等により企業情報を収集することができる(第 21 条)。

### (5) 金融信用情報基礎データベース

国は、金融信用情報基礎 DB（以下「DB」）を構築し、金融リスクの回避及び金融業発展のため、関連情報提供サービスを促進する。融資業務を営む金融機関は、本人の同意を得た後、その貸付情報を DB に提供する。DB の検索サービスは、本人及び書面により本人の同意を得た情報利用者に提供される。保険会社等融資業務を営まない金融機関からの DB への情報提供等については、別途規則を定める。また、条例の個人情報の収集等に関する規定の一部は DB についても適用される。(第 27 条～第 32 条)

注(インターネット情報は 2013 年 3 月 15 日現在である。)

- (1) 中国では、毎年約 40 億件のビジネス契約が交わされるが、その履行率は 50%であり、また、信用欠如に伴う直接的及び間接的な経済損失は 6 千億元に達するという。張莫・孫韶華「毎年損失 6000 億 信用缺失代价惊人」『经济参考报』2011 年 5 月 14 日
- (2) 同データベースは、人民銀行直属の信用調査センターが運営する。金融機関から提供される信用情報を蓄積し、2011 年末現在 1800 万の企業、8 億人の個人の信用情報が収録されている。
- (3) 「征信业管理条例」 国务院法制办公室

<<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfgd/201301/20130100383517.shtml>>